

# グアテマラ・ホンジュラス

## 中米関税同盟の加速を

ジェットロ海外調査部米州課 西澤 裕介

中米諸国が進める関税同盟交渉は、これまでスピード感に欠けていた。域内諸国間の経済水準の格差などが障害となったためである。こうした状況に風穴を開け、中米関税同盟ひいては経済統合を加速するべく、グアテマラとホンジュラスの両国が二国間関税同盟の実現に向けて動き出した。

### 交渉は急ピッチで…

中米諸国の関税同盟が加速するかもしれない。2014年12月、グアテマラとホンジュラスが二国間関税同盟の設立に合意し、15年2月には「二国間関税同盟の設立に関する一般的枠組み」に署名した。この枠組みを法的に有効化するための議定書が16年5月に発効した後、交渉は急ピッチで進んでいる。

そもそも中米関税同盟は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアの中米5カ国が交渉を進めてきたもので、1960年から目指してきた中米経済統合に向けての通過点の一つだ。2000年代に入ると、同じくパナマも経済統合に参加することとなり、最新のロードマップでは24年までに中米関税同盟を実現するとの目標が掲げられている。

中米諸国が07年12月に締結した「中米関税同盟設立のための枠組み協定」には、中米関税同盟を実現するための道筋として「モノの自由流通」「規則の統合」「関税同盟の機能、管理、強化を担う組織開発」という3項目が盛り込まれている。「規則の統合」は、中米各国でバラバラだった規則や規格を、中米技術規則(RTCA)の策定を通じて進める、というもの。関税同盟を推進する組織は、中米経済統合事務局(SIECA)がそれを担っている。域内原産品に対する関税撤廃や中米輸入関税(=対外共通関税)については、半世紀前に導入済みだ。ただし、対外共通関税には多くの例

外品目がある。対外共通関税は関税同盟の条件の一つだが、時間が経過すれば例外品目の数は減り、関税同盟実現の大きな妨げにはならないとみられる。

難題となっているのが「モノの自由流通」の実現だ。13年に中米諸国とEUとの間で発効した連合協定には「地域経済統合」の章が設けられ、中米域内におけるEU原産品の自由流通を念頭に、中米域内の貿易関連手続きや規格・規制の統合に期限が設定された。そのため、「モノの自由流通」は実現が加速すると思われる。中米域内では経済統合の作業が少しずつ進められているが、実際のところEUが期待した通りの速さでは進んでいないようだ。

グアテマラとホンジュラスがここきて二国間関税同盟を目指すのはなぜか。その背景には、中米関税同盟交渉のスピード感の欠如に対する不満があるようだ。両国が先行して関税同盟交渉を進めることで、中米全体の関税同盟実現を加速させる狙いがあるとみられる。なお、中米経済統合に先行して2カ国だけが関税同盟を締結することは、中米経済統合の法的枠組みである「中米経済統合一般条約」が認めているため問題はない。両国は国境を接するエルサルバドルとニカラグアの2カ国にも関税同盟への合流を働き掛けており、現地報道によれば、いずれの国も関心を寄せている。

### モノの自由流通の早期実現を目指して

現在、中米域内で貨物が国境を通過する際には、域内原産品は「中米単一通関書式(FAUCA)」を、非原産品は通常の出発書類を用いた通関手続きが必要となっている。11年10月の国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)の報告書によると、中米域内のA国で確定輸入された域外原産品が、域内B国に再輸出されるような取引は、関税が2度徴収されて

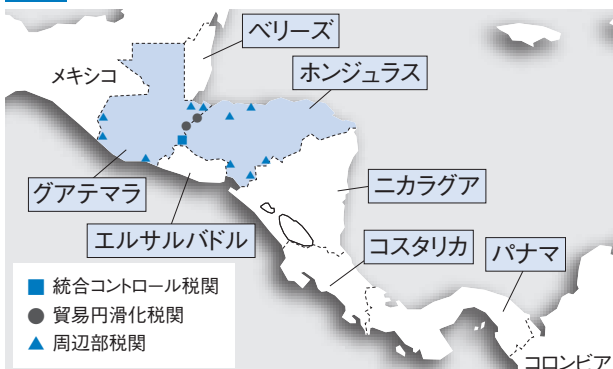
しまうことになるため少ないようだ。「中米関税同盟設立のための枠組み協定」では、関税や付加価値税などの内国税は域内のどこで内国貨物化されたとしても、最終消費地の税率が適用されると規定している。

従ってモノの自由流通を実現するためには、規格・規制の統合だけでなく税務面の仕組みを整備しなければならない。だが、最終消費地の税務当局が関税や内国税を徴収する仕組みの大枠は、06年6月に締結された「中米関税同盟参加国間の商取引に適用される内国税の共立に関する協定」などによって示されている。従って、グアテマラとホンジュラスがこれらと異なる全く新しい仕組みを構築するというわけではない。

両国の合意内容によると、①中米輸入関税から除外されている品目、②第三国と締結した貿易協定に基づき、第三国の原産品に関税割当を設定している品目、③中米税関・関税制度協定第26条に定めるセーフガード対象品目、④制度の異なる動植物検疫対象品目、⑤フリーゾーンなど税制上の取り扱いが異なるレジーム向けの品目、⑥中米共同市場の関税撤廃から除外されているセンシティブ品目——などについては、自由流通の対象から除外するとしている。短期間に幅広いモノの自由流通を実現することは容易ではないためだ。仕組みが複雑にならないよう当初は限られた品目を限定した形で始めるということだろう。

第三国に輸出あるいは第三国から輸入されるものは「周辺部税関」で通関され、自由流通の対象品目は「貿易円滑化税関」を、自由流通から除外される品目の二国間の移動は「統合コントロール税関」をそれぞれ通る必要がある(図)。自由流通対象品目の越境手続きは、税務当局をつないで運用される税務書類「中米単一インボイス (FYDUCA)」により行うとしており、その書式について17年1月27日の交渉で合意に達した。

図 中米諸国の立地とグアテマラ・ホンジュラス関税同盟



出所：SIECA

## 二国間関税同盟実現には懐疑的な見方も

グアテマラとホンジュラスの関税同盟実現には懐疑的な見方もある。その根拠の一つが、グアテマラとエルサルバドルが00年1月に「二国間の関税同盟設立のための枠組み条約」を締結してから16年が経過した今も、両国間の関税同盟が実現していないという事実だ。税関の統合などについて16年も二国間交渉が行われたが、具体化していないようだ。また国境を接するエルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスの3カ国は経済的な結び付きは強いが、エルサルバドルは、グアテマラ・ホンジュラス両国の関税同盟への合流に関心を表明しつつも、これまでのところ加わっていない。エルサルバドルが関税同盟に距離を置く理由は何か。関税同盟参加当事国の管理能力の不足によって正規の手続きを踏まずに自国に流れ込む輸入品が増え、税収が減少することを同国が懸念しているからとの見方がある。現地識者の中には、この問題は、グアテマラとホンジュラスの関税同盟を頓挫させる要因になり得ると指摘する向きもある。

次に、税関の統合は物理的・機能的に持続可能なものである必要があり、そのためには多額の資金投入が必要だが、これを支援する中米経済統合銀行の融資額が現時点で150万ドルにとどまっている。先述したエルサルバドル・グアテマラの税関統合も資金不足が実現の障害の一つとなっているようだ。

また、両国が具体化を進める仕組みがまだ机上のものにすぎず、違法取引への対策を含め、実際の運用に耐えられるものになるかどうか、という問題もある。モノの自由流通の仕組みは複雑だ。15年2月に両国間で締結された「一般的枠組み」では、15年12月1日に二国間の関税同盟を発効させるというタイムスケジュールを示していたが、交渉には想定以上の時間が費やされている。そうした楽観的な見通しも、懐疑的な見方を助長する要因の一つといえる。

このように関税同盟の実現について種々の障壁があるとはいえ、市場規模の小さな中米諸国が、関税同盟をはじめとする経済統合を実現すれば、市場としての魅力が増したり、ビジネス環境が改善したりする効果が期待できる。これまでにない速さで交渉を進めるグアテマラとホンジュラス両国の挑戦に期待したい。JA